

## 消費税インボイス制度の導入に伴い、 円滑・適正な対応への取組を支援するため、 専門家を派遣します！

### 事業内容

令和5年10月1日から、複数税率に対応した消費税の仕入税額控除の方式である適格請求書等保存方式（インボイス制度）が導入されることから、インボイス制度への円滑・適正な対応に取り組む中小企業組合及び組合員に対し、専門家を派遣して支援します。

### 想定される取組

分類	取組
個別相談	消費税インボイス制度への円滑・適正な対応に関する具体的な手続きや取引時における留意点をはじめとした実務対応に関して専門家による個別相談など
講習会の開催	消費税インボイス制度に関する概要や組合及び組合員が準備しておかなければならない事項等について、組合が講習会を開催する取組など（※講習会の対象は組合のみが対象。派遣回数は1回となります。）

### 派遣期間・回数

派遣決定から令和5年1月25日(水)までの期間でおおむね2回  
※1回あたりの派遣時間は原則2時間以内

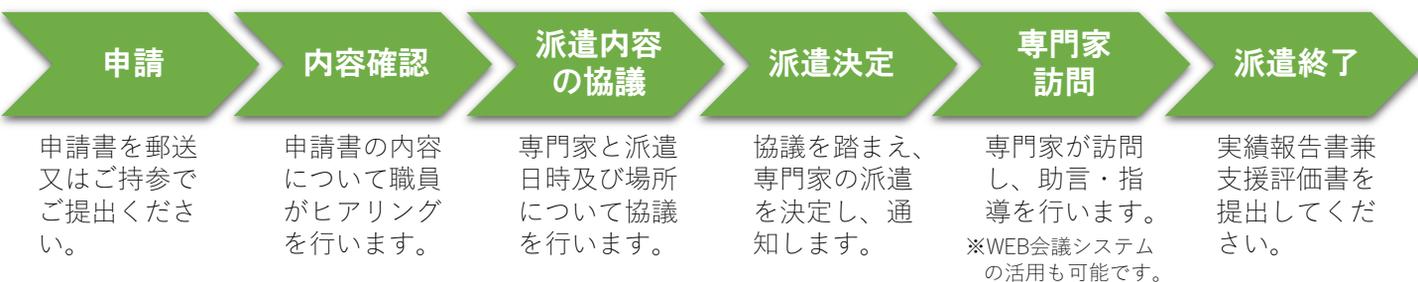
### 申請受付期間

令和5年1月18日(水)まで  
※申請日によっては、2回派遣をご利用いただけない場合があります。  
※予算に達した時点で受付終了となりますので、あらかじめご了承をお願いします。  
※申請は、申請者ごとに1度限りとさせていただきます。

### 費用

**無料**（ただし、道外の専門家の派遣を希望される場合は、北海道までの公共交通機関の費用はご負担いただきます。）

### 派遣の流れ



## 申請方法

- 下記の北海道中小企業団体中央会本部又は各支部へ、申請書を郵送又は持参してください。
- 書類の様式は、北海道中小企業団体中央会ホームページからダウンロードできます。



[https://www.h-chuokai.or.jp/\\_wcv/temp/visible\\_WCVQUE\\_oshirase\\_-\\_news\\_-\\_2022-0329-1351-18.html.que.html](https://www.h-chuokai.or.jp/_wcv/temp/visible_WCVQUE_oshirase_-_news_-_2022-0329-1351-18.html.que.html)

### 【問い合わせ・申請先】

本支部	住所	TEL・FAX
本部 (空知支部) (後志支部)	〒060-0001 札幌市中央区北1条西7丁目 プレスト1・7	TEL：011-231-1919 FAX：011-271-1109
道南支部	〒040-0063 函館市若松町6番7号 ステーションプラザ函館	TEL：0138-23-2681 FAX：0138-24-2214
上川・宗谷支部	〒070-0043 旭川市常盤通1丁目 道北経済センター	TEL：0166-22-5601 FAX：0166-22-5921
十勝支部	〒080-0013 帯広市西3条南9丁目 帯広経済センタービル東館	TEL：0155-22-9666 FAX：0155-28-3025
釧根支部	〒085-0847 釧路市大町1丁目1番1号 道東経済センター	TEL：0154-41-1545 FAX：0154-44-2084
網走支部	〒093-0013 網走市南3条西3丁目 網走産業会館	TEL：0152-44-2361 FAX：0152-61-2168
胆振支部	〒050-0083 室蘭市東町4丁目29番1号 室蘭市中小企業センター	TEL：0143-45-8104 FAX：0143-41-2250



連携の絆を深め、輝く明日へ

北海道中小企業団体中央会  
Hokkaido Federation of Small Business Associations

〒060-0001  
札幌市中央区北1条西7丁目プレスト1・7  
TEL 011-231-1919 FAX 011-271-1109